

大 個 審 第 9 0 号  
( 答 申 第 2 2 4 号 )  
平成 22 年 12 月 22 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会  
会長 市川 正人

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成 22 年 11 月 22 日付け市第 2923 号で諮問のありました「住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報の条例による利用について」については、住民基本台帳法第 30 条の 9 第 2 項に基づき、大阪府本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例 (平成 14 年大阪府条例第 3 号) 第 2 条に基づき大阪府個人情報保護審議会が審議を行うこととなっています。

本審議会による審議の結果、個人情報の保護に万全を期すことを前提に、条例制定の理由及び利用事務について妥当であるものと考えられ、条例により利用することは、適当なものと認めます。

なお、運用にあたっては、下記事項に留意の上、住民基本台帳ネットワークシステムを適正に利用されるよう、配慮願います。

記

- 1 本人確認情報の利用にあたっては、引き続き、住民基本台帳ネットワークシステムを取り扱う職員への研修や漏えい防止措置の徹底などセキュリティ確保を徹底し、個人情報の保護に万全を期すこと。
- 2 今後、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する事務を新たに加える場合など、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する事務に大きな変更等がある場合は、改めて本審議会の意見を徴すること。